

短期入所施設三幸の園 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人三幸会が開設する短期入所施設三幸の園（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態、要支援状態にある高齢者、事業対象者等（以後「利用者」という。）に対し適正な短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービス（以下「短期入所生活介護等」という。）を提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った短期入所生活介護等の提供に努めるものとし、利用者の要介護状態、要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を適切に行うものとする。また、利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

1. 事業を行うにあたり、一定期間以上にわたり継続して利用する利用者については、短期入所生活介護サービス計画、介護予防短期入所生活介護サービス計画（以下「短期入所サービス計画等」という。）を作成すると共に、この計画に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を営む上で必要な援助を行う。
2. 従業者は、短期入所生活介護等の提供に当たり、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、短期入所生活介護等の提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
3. 短期入所生活介護等の従事者は、サービスの提供に当たり、当該利用者又は他利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
4. 事業者は、自らその提供する短期入所生活介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称、所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 短期入所施設 三幸の園
- (2) 所在地 静岡県浜松市西区大平台一丁目34番30号

(利用定員)

第4条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 利用定員 20人

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。尚、員数は特別養護老人ホーム三幸の園との合算の数とする。

1. 管理者 1人

管理者は、事業所従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等で規定され

ている事業の実施に関し、事業の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

2. 生活相談員 2人以上
利用申込み受付、家族、担当介護支援専門員との連絡、利用者の生活相談等行う。
3. 介護職員 43人以上
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
4. 看護職員 3人以上
利用者の健康管理、療養上の世話、保健衛生等看護業務を行う。
5. 栄養士 1人以上
利用者の栄養状況、身体状況の把握、嗜好を考慮した献立の作成、栄養指導、栄養ケアマネージメント等を行う。
6. 機能訓練指導員 1人以上
日常生活を営むのに必要な機能の維持、改善、又はその減退を防止するための機能訓練を行う。
7. 介護支援専門員 2人以上
短期入所サービス計画等の計画作成を行う。

(事業の内容)

第6条 短期入所生活介護サービス等の内容は次の通りとする。

- (1) 日常生活上の援助
日常生活能力に応じて、必要な介護を行う。
 - ア、排泄の介護
 - イ、移動、移乗の介護
 - ウ、食事の介護
 - エ、入浴の介護
 - オ、その他必要な身体介護、健康状態の確認
- (2) 機能訓練
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため又、機能維持のための機能訓練を提供する。
- (3) 送迎
送迎を希望する利用者については、専用車両により送迎を行う。送迎実施地域は、浜松市内（西区、中区、南区）とする。
- (4) 相談、助言に関すること。
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(短期入所生活介護等の利用料)

第7条 本事業所が提供する短期入所生活介護等の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）浜松市の要綱に定める基準額によるものとし、当該事業所が法定代理受領サービスであるときは、利用者よりその1割（一定以上の所得がある利用者は2割または3割）の支払いを受けるものとする。

1. 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）浜松市の要綱に定める基準額と不合理な差額が生じないようにする。
2. 次に掲げる項目については、別途利用料金の支払いを受ける。

(1) 食費	朝食	390円
	(おやつ含) 昼食	510円
	夕食	510円

尚、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を料金とする。

(2) 居住費	個室 1日	1,171円
	多床室 1日	855円

尚、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(3) 理美容代 (希望者) 1回 1,760円から

(4) 前各号に掲げるもの以外、短期入所生活介護等において通常必要となるものに係る費用で利用者に負担して頂く事が適当と認められるもの。

3. 前項の費用支払いを含む短期入所生活介護等を提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して当該サービス内容及び費用を説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名、押印を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は次の通りとする。

浜松市内 西区、中区、南区

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、短期入所生活介護等の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 短期入所生活介護等を実施中に、利用者の病状急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合には、緊急搬送等の措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または、火気、消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行う。

(個人情報の保護)

第12条 従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏洩しない。

1. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護する。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護するため、従業者でなくなった後においてもこれらの個人情報の保護するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
3. 短期入所生活介護等利用中、利用者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関に関する

心身、病状等の情報を提供出来るものとする。

4. 必要に応じ居宅介護支援事業者等に対して利用者に関する情報の提供をする場合は、利用者又は、その家族の承諾を得る。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、従業者の質の向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時の研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2回以上

1. 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携帯し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。

2. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。